

滋賀近江八幡 水都八都

発行責任者:(社)近江八幡観光物産協会 3000部発行/定価50円
滋賀県近江八幡市為心町元9(白雲館内) TEL:0748-32-7003



「水都」は水郷のまち、「八都」は近江八幡を指しており、これをスイートハート(恋人)とかけて“近江八幡は郷土の人にとっても観光客にとっても‘恋人’のような素晴らしい街である”ということを表したものです

2008年9月15日第一刷
2012年3月31日第二刷 No.25

近江八幡の町並み保存とその取り組みについて

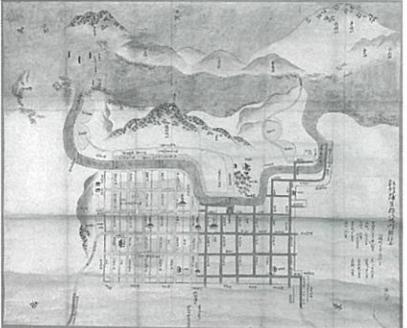


近江八幡の町並みについて

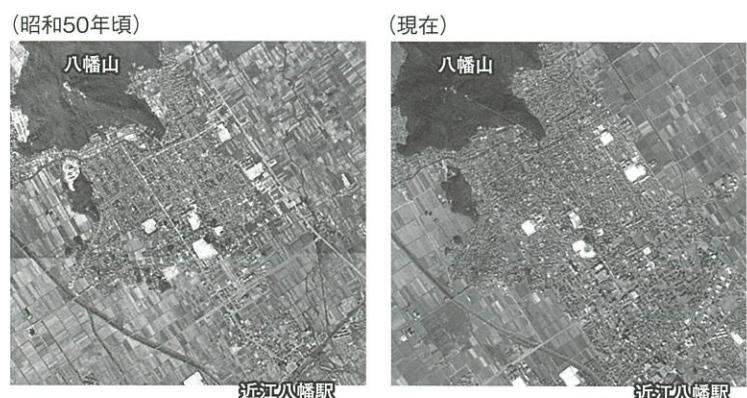
近江八幡の町並みは、天正13年(1585年)に豊臣秀次(豊臣秀吉の甥)が八幡山に城を築いたことに始まります。

秀次の楽市楽座等による商工業の発展政策は、その後の近江商人の活躍の原動力となりました。天正18年(1590年)に秀次が移封され、ついで京極高次が城主となりますが、わずか5年後の文禄4年(1595年)に廃城となります。城下町商人としての特権は失われましたが、船や街道を利用して多くの人や情報、文化が入ってくる地の利を活かし、その先進性と自立的な商法により八幡を本店として江戸や大阪に出店を設けるなど活躍していきます。

今なお碁盤目状の整然とした町並みは旧市街地に残され、特に新町や永原町にはかつての近江商人本宅の家々が立ち並び、八幡堀に面した土蔵群は往時の繁栄を偲ばせます。



【古地図】
総絵図・江戸時代(元禄期)の近江八幡の町並み(現在とほぼ同じである)



(昭和50年頃)
八幡山
近江八幡駅
【俯瞰図(航空写真)・駅周辺の市街化が進む】

(現在)
八幡山
近江八幡駅

重要伝統的建造物群保存地区について

昭和50年の文化財保護法の改正によって誕生したもので、この制度により、全国の城下町、宿場町、寺内町、門前町、港町などの、歴史的な集落や町並みの保存が図られるようになりました。

国の選定を受けるには、市町村は条例等により「伝統的建造物群保存地区」(地図A参照)を決定し、地域内の修理や修景などを計画的に進めるための保存条例(近江八幡市HPより閲覧出来ます)に基づき保存計画を定めます。国は市町村からの申し出を受け、特に価値が高いものを国(文部科学省)

が重要伝統的建造物群保存地区として選定します。市町村の取り組みに対し、文化庁や都道府県教育委員会は指導・助言・補助や税制優遇措置を行なうなどの支援を行っています。(平成23年現在で77市町村93地区が選定)

なお、選定基準となるのは以下の通りです。①伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの、②伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの、③伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの。

近江八幡市の町並み保存・風景・景観に対する取り組み年表

昭和 51	伝統的建造物群保存地区保存調査実施
昭和 54	第2回全国町並みゼミ開催
昭和 60	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(滋賀県)
昭和 63	近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例公布
平成 2	近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区保存計画
平成 3	重要伝統的建造物群保存地区選定
平成 16	景観法制定(国)
平成 17	景観行政団体となり、近江八幡市風景づくり条例を制定
〃	近江八幡市風景計画(景観法に基づく水郷風景計画編)を決定
平成 18	近江八幡市の水郷が重要文化的景観に選定
〃	景観農業振興地域整備計画を決定
平成 19	近江八幡市風景計画(景観法に基づく伝統的風景計画編)を決定
〃	空き家と人材のマッチングによる地域活性化調査
平成 20	空き町家活用検討委員会発足
平成 21	おうみはちまん町家再生ネットワーク設立

中略

町家を使用した新たな取り組み



④尾賀邸(尾賀商店)
⑤ボーダレスアートミュージアム
NO-MA(平成16年開館)
⑥町家カフェ NoNONo
平成20年開業

カフェ・ギャラリー等4店舗が
営業中(平成19年開業)

<http://no-ma.jp>

近年においても、近江八幡における景観保全の取り組みは、市民主導による八幡堀の保存運動等が契機となりました。何か新しいものを開拓したり誘致するのではなく、歴史と文化を育んだふるさとを後世へ残すことに主眼がおかれてきました。近江八幡における景観保全の取り組みは、市民主導による八幡堀の保存運動等が契機となりました。何か新しいものを開拓したり誘致するのではなく、歴史と文化を育んだふるさとを後世へ残すことに主眼がおかれてきました。

開拓ではなく文化や歴史を守る保存運動が継続して行われていることが、年間300万人もの観光客がお越し頂くことに繋がっていると思われます。これからも、住み続けたい町は訪ねてみたい町であることを基本にし、各種事業を進めて行きたいと思います(田中)。

評価を受けています。

参考文献

近江八幡市伝統的建造物群保存地区関係条例規集、空き町家の活用方法とその事例、空き町家の活用によるにぎわい再生のために(空き家と人材のマッチングによる地域活性化調査)、近江八幡市風景計画、近江八幡町並み調査報告書(近江八幡市・近江八幡市教育委員会)、歴史的方都市における中心市街地活性化のための町家活用の可能性の検証とその方策—近江八幡市八幡地区を対象として—(大阪大学大学院工学研究科:坂井健一氏 修士論文)

近江八幡市の町並みを構成する上で欠かせないのが、市民の暮らしや商いを営むため長年に亘るさまざまな空き町家の数々。しかしながら、近年は生活形態や社会状況の変化などにより、空き町屋(空き店舗)は増え続けており、高齢社会を迎える現状の中、このまま放置すればさらなる空き町家を生み出し、都市機能の低下を招きます。このように、市や関係機関や各種団体、商工会議所不動産部会、町家の居住者やその会では、町家を地域の資産として捉え、新たな利用方法や借り手を探し出すことで、近江八幡らしい町並みの維持を図り、地域住民の定住志向を高め、文化や地域産業の活性化へ繋げていくための具体的な仕組みづくりを模索しています。

町並み保存に対する現在の取り組み(空き町家活用検討委員会について)



観光・物産・ボランティアガイドのご案内は
近江八幡駅北口観光案内所
TEL. 0748-33-6061

